

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」取組結果(2025年度)

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(評価の観点・評価の基準)	該当する事業・ 取組みの数	総合評価	評価理由概要
構成要素1 子ども問題への参画の仕組みのチェック		構成要素1では、子どもの権利に関する恒久的な行政部局の調整・推進の仕組みについてチェックする。				
1	□行政活動全体にわたって、子どもの権利条約 12 条（子どもが意見を表す権利を持つこと）の原則が反映されるしくみを有しているか？	市区町村においては、子どもが自由に意見を表明し、その意見を反映させるための仕組みの有無について問われている。例えば、総合計画におけるまちづくりの基本理念として、子どもの権利条約 12 条（子どもが意見を表す権利を持つこと）がきちんと位置付けられているか、具体的には、子どもの部門計画の中で、上位計画と整合性を取りながら、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利を持つこと)を実行する事業が含まれているかなどが挙げられる。	◎市の実行計画及び子どもマスタープランに子どもの意見の表明について位置付けられている。 ○市の実行計画または子どもマスタープランのいずれかに子どもの意見の表明について位置付けられている。 －市の計画の中に子どもの意見の表明が位置付けられていない。	2	◎	町田市5ヵ年計画22-26、および町田市子どもマスタープラン25-34において、子どもの参画の推進が位置付けられており、計画に沿って取組みが推進されている。
2	□保護者はじめ市民一般に子どもの意見の尊重の啓発活動が推進されているか？	市区町村において、保護者や市民一般に対する子どもの意見を尊重する啓発事業の実施の有無が問われている。啓発活動には、例えば、子どもの権利に関するポスター作品・広報紙・パンフレット等・出前講座・フォーラムの開催等の活動などが考えられる。	◎ポスター作品や広報紙の配布等、子どもの意見を尊重する啓発事業が、子どもに関する施設に限らず様々な分野の市の施設で展開されるなど、広く市民が目に触れる機会を持つことができる状態にある。 ○子どもの意見を尊重する啓発事業が子どもに関する施設で展開されている。 －子どもの意見を尊重する啓発事業が積極的に展開されていない。	2	◎	子ども施設に限らず、市庁舎や中央図書館、小田急百貨店など町田駅周辺の商業施設において、子どもの意見を尊重するイベントが実施されている。
3	□子どもの意見の尊重、子ども主体目線は、福祉・教育はじめ子どもに関わる分野における職員研修に組み込まれているか？	行政職員の研修において、子どもの意見尊重に関する研修が含まれているかが問われている。例えば、市区町村において策定している「職員研修計画」において、子ども行政、教育行政、その他の分野に携わる者や専門職を対象とした研修プログラムに子どもの社会参画に関する内容が盛り込まれているかなどが挙げられる。	◎子どもの意見の尊重が子どもに関する分野に限らず、その他の分野の職員も対象として職員研修に組み込まれている。 ○子どもの意見の尊重が子どもに関する分野の職員を対象として研修に組み込まれている。 －子どもの意見の尊重が職員研修に組み込まれていない。	7	◎	新規採用職員を対象とした「子どもにやさしいまちづくり」に関する研修や市の全職員を対象としたeラーニングにより、幅広い分野の職員に対して子どもの意見の尊重を啓発している。
4	□行政施策において子どもに影響を与えるあらゆる事柄について、子どもたちは有意義にまた差別を受けることなく相談されることが図られているか？	子どもに関わる行政施策において、子ども自身が学校生活(いじめ、非行、不登校、進路等)や日常生活(虐待、引きこもり、ネットトラブル)について、相談できる仕組みの有無を問われている。仕組みの具体例としては、子ども専用相談ダイヤルやスクールソーシャルワーカーの派遣、教育相談などの取組みがある。	◎子ども自身が学校生活や日常生活についての全般にわたり、相談できる仕組みがある。 ○子ども自身が学校生活について、相談できる仕組みがある。 －子ども自身が学校生活や日常生活について、相談できる仕組みがない。	11	◎	子ども専用の相談ダイヤル「まこちゃんダイヤル」や若者を対象とした就労支援といった取組みを実施し、学校生活だけでなく日常生活全般にわたり相談できるようにしている。また、SNSを通じた相談環境も整備し、子ども・若者が相談しやすいように取り組んでいる。
5	□特定の属性がある子どもたち(障がい、虐待、少年司法など)を対象とする議論をする際に当該属性がある子どもたちの意見を聴いたり、参画の機会が持たれているか。	すべての子ども権利を守るためには、障がい、虐待、少年司法など特定の属性の子どもの意見を反映できる仕組みが必要である。これら支援が必要な子どもやその家族の早期発見、適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力が求められる。具体的な意見反映の取組みとしては、子ども発達支援センターや子ども家庭支援センター等が支援の必要な子どもやその保護者を支援する活動を通じて子どもたちの意見の聴取や参画などが考えられる。	◎貧困、障がい、虐待、少年司法など特定の属性を持つ子どもへの施策において、当事者の子どもの意見を聴取しながら、推進している。 ○貧困、障がい、虐待、少年司法など特定の属性を持つ子どもへの施策において、その保護者の意見を聴取しながら、推進している。 －特定の属性を持つ子ども、保護者の意見を聴取する仕組みが存在しない。	5	◎	子どもの発達に関する相談事業や障がい児相談支援事業において、子どものやりたいことを確認するなど、子どもの意向を推察しながら、相談支援を実施している。

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」取組結果(2025年度)

No.	日本型CFCモデルチェックリスト(原文)	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(評価の観点・評価の基準)	該当する事業・取組みの数	総合評価	評価理由概要
6	□赤ちゃんや幼い子どもの視点が考慮されるようにするための体制は整っているか？	行政活動を実施する際に、乳幼児の視点を考慮した体制づくりが行われているかが問われている。 例えば、行政の体制として、保護者が子どもにやさしいまちづくりに参画できることや、子ども施策を実施する際に、学識経験者などに意見を聴いていることなどが挙げられる。	◎学識経験者の意見や乳幼児を抱える保護者の意見を聴きながら、乳幼児に向けた施策を推進している。 ○乳幼児の居場所など、乳幼児や乳幼児を抱える保護者に配慮した施策を推進している。 －乳幼児が利用する事業について、乳幼児の視点を考慮するための体制が整っていない。	20	○	保育コンシェルジュの市内全施設の訪問や保育士サポートロイヤーの設置により、保育の質の向上に取り組んでいる。
7	□子どもたちには、自己に影響を与える行政上の手続において意見を聴かれる権利が認められているか？	子どもに関わる行政手続において、子どもが意見を聴いてもらう権利が認められているかが問われている。例えば、公共施設の運用ルール決め等に子どもが参画する機会が確保されていることなどが挙げられる。加えて、子どもの参画機会の確保だけでなく、実際に子どもの意見が当該取り決めに反映されていることも求められていると考える。	◎子どもの利用が想定されている施設等の整備・運用ルールの決定や、子どもの日常生活に直接かわかる計画・事業等の企画について、子どもに関する分野に限らず、どの分野においても子どもが参画する機会を設けている。 ○子どもの利用が想定されている施設等の整備・運用ルールの決定や、子どもの日常生活に直接かわかる計画・事業等の企画について、子どもに関する分野で子どもが参画する機会を設けている。 －子どもの利用が想定されている施設等の整備・運用ルールの決定や、子どもの日常生活に直接かわかる計画・事業等の企画に子どもが参画する機会を設けていない。	13	◎	子どもが主に利用する市の建築物を新設・改修を行う際には、子どもをはじめとする当事者に意見聴取する機会を設けている。 新たな学校づくりについて、いつでも意見を伝えることができる「子ども向けご意見フォーム」を開設している。 図書館においては、イベントの企画運営を行う若者ボランティア「図書館プランナー」が企画したイベントを8件実施した。
構成要素2 条例・規則等制定のチェック		構成要素2では、市区町村における条例等規則等ルールの策定状況をチェックする。				
1	□ 国レベルの法律が地方自治のレベルでどのようなものがどのように子どもに影響を与えているか、検討がなされているか？	国の「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の策定、「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく子どもの貧困対策に関する計画等、子どもに関する計画を策定しているかなどが問われている。	◎子ども・子育て支援事業計画、障害児福祉計画等、子どもに関連する法定計画全般について策定・運用しており、かつ、子ども計画や子供の貧困対策に関する計画等子どもに関連する努力義務の計画も策定・運用している。 ○子どもに関連する法定計画全般について策定・運用しているが、努力義務の計画については策定していない。 －子どもに関連する法定計画について、一部策定できていない。	1	◎	町田市子どもマスタープラン25－34は、努力義務の計画も含んでおり、子ども分野の計画を網羅した総合計画となっている。
2	□ 地方自治体は、その管理下にある条例等において子どもの人権が尊重されているか検証をしているか？	市区町村において制定されている子どもに関する条例等について、検証作業が実施されているかが問われている。例えば、条例を推進している計画の取組みを通して評価を行うことや、学識者からの意見聴取、市民アンケートの実施などが想定される。	◎子どもの人権を尊重する条例等があり、条例を推進している計画の取組みの評価や検証を行っている。 ○子どもの人権を尊重する条例等がある。 －子どもの人権を尊重する条例等は制定していない。	2	◎	子どもにやさしいまち条例において、子どもの人権の尊重が規定されている。条例を推進する取組みは、町田市子どもマスタープラン25-34において、進捗の検証を実施している。
3	□ 子どもに関する条例や計画等の見直しにあたって第三者が加入したか？ また、子どもたちとの相談および子どもたちの参加はあったか？	子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、行政だけでなく、市民の参画が問われている。例えば子どもを対象とした既存のアンケート調査結果を活用するほか、アンケートから把握が難しい対象(児童養護施設、NPO等の学習支援団体)については、運営者へのヒアリングを行うなどの第三者の参画が考えられる。	◎子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、子どもも含めた市民や学識者等が参画する仕組みがある。 ○子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、市民や学識者等が参画する仕組みがある。 －子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、第三者等が参画する仕組みがない。	5	○	町田市子どもマスタープラン25-34は、子ども子育て会議において、進捗を報告し、取り組み状況を検証している。
4	□とりわけ、子どもたちに影響を及ぼす条例等には、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切な形で反映されているか？ - いかなる理由による差別もなく、一人ひとりの子どもにすべての人権が認められていること (適切な差別禁止条例施行と、不利な立場に置かれた子どもたち を対象とする積極的差別是正措置) - 子どもに関わるすべての行動において子どもの最善の利益が第一義的に考慮されること - 生命ならびに最大限の生存・発達に対する権利 - 子どもの意見の尊重(子どもに影響を及ぼすいかなる行政上・司法上の手続において意見を聴かれる権利を含む)	市区町村において制定されている子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切に盛り込まれているかが問われている。例えば、条例等の構成として、各則の中で、「第〇章 子どもにとって尊重されるべき権利」等として、権利条約の4つの一般原則の内容が条文として記載されているか、それに相当する項目の記載があることなどが挙げられる。	◎子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則が盛り込まれているか、もしくは相当する項目が記載されている。 ○子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則が一部記載されている。 －子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則に関する記載はない。	1	◎	子どもにやさしいまち条例は、条例第1条に「子どもの最善の利益」、第3・4条に「生命、生存及び発達に対する権利」、第5条に「差別の禁止」、第6条に「子どもの意見の尊重」がそれぞれ盛り込まれている。

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」取組結果(2025年度)

No.	日本型CFCモデルチェックリスト(原文)	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(評価の観点・評価の基準)	該当する事業・取組みの数	総合評価	評価理由概要
5	□ 困難な状況に置かれた子どもたちを含む子どもたちが、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続ができるようにするための見直しは行なわれたか？	子どもの権利に関する条例等の中に、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続等、条文を見直すための仕組みが盛り込まれているかが問われている。例えば、当該市区町村の子どもの権利条例の中に、「相談および救済の申し立て」等が条文として明文化されているかなどがある。	◎子どもの権利に関する条例等の中に、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続等の規定が盛り込まれている。 －子どもの権利に関する条例等の中に、権利侵害に対する救済を確保するための規定が盛り込まれていない。	1	◎	子どもにやさしいまち条例第14条に、権利の侵害からの救済について定めている。
構成要素3 子どもにやさしいまちづくり戦略計画のチェック		構成要素3では、市区町村が子どもに関する構想、基本計画(マスタープラン)や推進計画の策定状況及びその内容についてチェックする。				
1	□ 地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略(構想または計画や施策、以降「戦略」とする)を策定しているか？	市区町村において策定している子どもに関連する計画が、子どもにやさしいまちづくりの要素を構成しているかが問われている。例えば、子どもの部門計画の中で、子どもの社会参画(子どもの意見にしっかりと耳を傾け、反映をさせる仕組み)や子どもの権利擁護等が盛り込まれており、かつ実効性がある計画となっているかが挙げられる。	◎子どもに関連する部門の計画には、子どもの社会参画や子どもの権利擁護等の子どもにやさしいまちづくりの要素が盛り込まれ、計画に沿って実行されている。 ○子どもに関連する計画の中に、子どもにやさしいまちづくりの要素が盛り込まれている。 －子どもに関連する計画の中に、子どもにやさしいまちづくりの要素は含まれていない。	7	◎	町田市子どもマスタープラン25-34は、子どもの社会参画や子どもの権利擁護等の子どもにやさしいまちづくりの要素を盛り込んでおり、計画に掲げた取組を推進している。
2	□ その戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議は行なわれたか？	上記計画作成に際して、子ども・若者、NGO、関連団体、子ども・子育て支援の利害関係者が参画して幅広い協議が行われたかが問われている。例えば、計画策定委員会の中に子ども・子育て支援の利害関係者が参画しているか、また子ども当事者の意見が反映されているかが求められている。	◎子どもに関連する計画の策定委員会の中に、子どもや若者、NGO関連団体等の利害関係者の参画に加え、子どもも参画して幅広い協議が行われている。 ○子どもに関連する計画の策定委員会の中に、子ども、若者、NGO関連団体等の利害関係者が参画して幅広い協議が行われている。 －子どもに関連する計画の策定委員会の中に、子ども等の利害関係者や子ども当事者の参画が含まれていない。	6	◎	子どもマスタープラン25-34の計画策定時に、学識者や子ども・子育てを支援する事業者、医師会、市民等が参画する町田市子ども・子育て会議において、協議を行った。また、子ども当事者にも、別の機会を設けてヒアリングを行った。
3	□ その戦略は子どもの権利条約全体を基盤としているか？ すなわち、経済・社会・文化面、および政治面で子ども自身に影響を与えることに一市民として権利が保障されているか？	上記計画には、前提として、子どもの権利条約全体を位置付けているかが問われている。具体的には、①生きる権利(すべての子どもの命が守られること)、②育つ権利(もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること)、③守られる権利(暴力や搾取、有害な労働などから守られること)、④参加する権利(自由に意見を表したり、団体を作ったりできること)が計画の中に盛り込まれているかが挙げられる。	◎策定している子どもに関連する計画の中に、①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利が理念的に盛り込まれている。 ○策定している子どもに関連する計画の中に、4つの子どもの権利の一部が盛り込まれている。 －策定している子どもに関連する計画の中に、4つの子どもの権利は盛り込まれていない。	6	◎	子どもマスタープラン25-34は、計画全体を通して、4つの子どもの権利が理念的に盛り込まれており、各施策においてこれらの権利が保障されるよう取組を推進している。
4	□ その戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象としているか？	上記計画は、貧困や虐待、障がい等、子どもを取り巻く特別な状況に注意を払いつつ、市区町村がすべての子どもを対象として施策や事業を実施しているかが問われている。	◎策定している子どもに関連する計画は、すべての子どもを対象にし、特別な状況の子どもに対する施策や事業が記載されている。 ○策定している子どもに関連する計画は、すべての子どもを対象にしている。 －策定している子どもに関連する計画において、子どもを取り巻く特別な状況への注意が払われていない。	6	◎	子どもマスタープラン25-34は、すべての子どもを対象とした計画であり、発達に支援が必要な子ども、ひとり親家庭・貧困家庭の子どもに対する施策や事業を記載している。
5	□ その戦略はその策定過程において、重要な施策として位置付けがなされているか？ たとえば、計画は市長や地方議会によって推進されているか？	上記計画が、その策定過程において、市区町村の重要な施策として位置付けられ、全庁的に推進がされているかが問われている。例えば、首長や管理職級が集まる庁議などの場で議論がなされているか、計画の策定、進捗状況は議会に報告しているかなどが挙げられる。	◎子どもに関連する計画の策定過程において、市区町村の重要な施策として位置づけられ、全庁的に推進する体制がある。 ○子どもに関連する計画の策定過程において、市区町村の重要な施策として位置づけられている。 －子どもに関連する計画の策定過程において、市区町村の重要な施策として位置づけられず、子ども部局のみによって推進されている。	6	◎	子どもマスタープラン25-34は、計画の策定について、町田市経営会議に諮り、議会にも報告する重要施策として位置づけられている。また、計画の取組は子ども生活部以外の部署も関わっているほか、庁内横断的な会議体である「町田市子ども・子育て庁内推進会議」を設置し、全庁的に取組を推進している。

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」取組結果(2025年度)

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(評価の観点・評価の基準)	該当する事業・取組みの数	総合評価	評価理由概要
6	□ 子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略等(構想または計画や施策)は、優先的に扱われ、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性が図られているか？	総合計画や基本構想は、子どもの権利保障に関する要素を盛り込んで策定されているかが問われており、下位計画である個別計画は、市区町村の基本構想・総合計画等との整合性が図られているかが問われている。	◎総合計画や基本構想・基本計画には子どもにやさしいまちづくりが記載されており、個別計画である子どもに関連する計画と整合性が図られている。 ○総合計画や基本構想・基本計画と個別計画である子どもに関連する計画との整合性が図られている。 －総合計画や基本構想・基本計画と、個別計画である子どもに関連する計画と整合性が図られていない。	2	◎	町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」で示している「子どもを起点としたまちづくり」「子どもにやさしいまち」は、本計画の基本的な考え方として記載し、整合を図っている。
7	□ 戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれているか？	上記計画には、地域の実情に応じた、子どもたちの生活に関連する、具体的な重点課題と課題に対する施策、数値目標等が含まれているかが問われている。	◎子どもに関連する計画の中には、重点課題と課題に対する施策、数値目標等が含まれており、概ね目標通りに進んでいる。 ○子どもに関連する計画の中には、重点課題と課題に対する施策、数値目標等が含まれている。 －子どもに関連する計画の中で、施策は打ち出しているものの、数値目標の設定は行われていない。	6	◎	子どもマスタープラン25-34は、基本目標ごとに課題を設定し、取組を設定している。毎年度進捗を管理する「主な取組」には目標値を設定し、概ね目標通りに進んでいる。
8	□ 戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられているか？	上記計画には、達成する適切な目標が設定され、評価の実施及び計画の見直し等のプロセスが記載されているかが問われている。例えば、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクルなどの評価の仕組みが盛り込まれているか等が挙げられる。	◎子どもに関連する計画の中には、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクル等の評価の仕組みが盛り込まれている。 ○子どもに関連する計画の中には、各年度の事業の達成度を測る数値目標がある。 －子どもに関連する計画の中には、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクル等の評価の仕組みが盛り込まれていない。	6	◎	子どもマスタープラン25-34は、毎年度進捗を管理する「主な取組」に目標値を設定し、庁内関係各課を中心に具体的施策の進捗状況や達成度を把握している。また、子ども・子育て会議において、施策の実施状況について点検・審議し、審議結果を踏まえて改善等に取り組んでいる。
9	□ 戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らされているか？	上記計画の策定過程および戦略は、子どもたちとその家族、およびコミュニティ、子ども・子育て支援に関わるすべての人々に対して周知活動を行っているかが問われている。具体的には、策定過程でのパブリックコメントやヒアリングの実施などがある。	◎子どもに関連する部門の計画において、パブリックコメントやヒアリング等の機会を通じて、子どもや子どもに関わる人の声を聴きながら策定している。その上で、計画策定後は幅広く市民に周知をしている。 ○子どもに関連する計画の策定過程において、パブリックコメントやヒアリング等の機会を通じて、子どもや子どもに関わる人の声を聴きながら策定している。 －子どもに関連する計画の策定過程において、パブリックコメントやヒアリング等の機会を設けていない。	6	◎	子どもマスタープラン25-34計画策定時に、子どもや子どもに関わる人に対しヒアリングを実施したほか、パブリックコメントの実施にあたっては、子どもや子どもや子どもに関わる人の声を聴くために、子ども向けの案内・意見用紙を用意し、子育てサイトや関係機関へ周知した。また、策定後の計画は市のホームページに掲載し、広報等を通じて周知している。
構成要素4 推進体制のチェック		構成要素4では、子ども施策推進部署の実施体制の実効性についてチェックする。				
1	□ 地方自治体内には、次のことを担当する部局ないし調整機構がはっきりわかる形式で存在するか？ - 子どもにやさしいまちの推進 - 子どもに影響を及ぼす政策の調整 - 子ども戦略の企画およびフォローアップ	子ども施策に対して、事業の推進部署、調整担当部署、計画策定とフォローアップを行う部署がそれぞれ所管が明らかになっているかが問われている。例えば、市区町村における組織条例や規則等の中で、子どもにやさしいまちづくりを担当する部署が明文化されているか等が挙げられる。なお、推進・調整・策定・フォローアップの複数の部署で担当しても、すべてを一部署で行ってもよいと考えられる。	◎子どもにやさしいまちの担当部署があり、全庁における子どもにやさしいまちづくりの推進に向けた調整や、戦略企画のフォローアップを実施している。 ○子どもにやさしいまちの担当部署がある。 －子どもにやさしいまちの担当部署はない。	1	◎	子ども生活部が担当部署となり、全庁的に取組を推進するための会議体を設置し、各部との調整、はたらきかけを行っている。
2	□ 次のことを担当する部局は首長直轄の権限行使が可能か？ - 子どもにやさしいまちの推進 - 子どもに影響を及ぼす政策の調整 - 子ども戦略の企画およびフォローアップ	上記の担当部署は市町村長部局に位置づけがされているかが問われている。 首長直轄に位置づけられることにより政策決定のスピードアップが図られるが、教育委員会との連携に留意することが求められる。	◎子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署は市長部局に位置づけられ、市長自らが子どもにやさしいまちづくりの推進のかじ取りを担っている。 ○子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署は市長部局に位置づけられている。 －子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署は、市長部局に位置づけられていない。	1	◎	子ども生活部は市長部局内に置かれ、市長自らがかじ取りを担う体制ができています。
3	□ その部局には、子どもたちとの直接の意見交換の場が開かれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重されるようになっているか？	上記それぞれの担当部署において、子どもたちとの直接の意見交換の場や子どもたちの意見を取り入れる機会や仕組みが保証されているかが問われている。例えば、市区町村においては、子どもとの意見交換会の場として、子ども議会や、まちづくりワークショップ等の場を設け、子どもたちの意見を市政に取り入れているかなどが挙げられる。	◎パブリックコメントだけでなく、子ども議会(会議)やワークショップのように子どもと直接意見交換する機会の設定が、全庁的な取組みとなっている。 ○パブリックコメントだけでなく、子ども議会やワークショップのように子どもと直接意見交換する機会の設定が子どもの部署で実施している。 －子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署では、子どもの意見を直接聴取する機会は設けていない。	3	○	2026年3月に開館した成瀬子どもクラブの整備においては、ワークショップやアンケートを通じて得られた意見を設計に反映した。また、「まちだ若者大作戦」において、行政の賛同を得て取り組むプロジェクトまちづくりプランが、2025年度は3件実現した。

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」取組結果(2025年度)

No.	日本型CFCモデルチェックリスト(原文)	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(評価の観点・評価の基準)	該当する事業・ 取組みの数	総合評価	評価理由概要
構成要素5 影響評価(子どもの権利に及ぼす実際・潜在的な負の影響の特定と評価)		構成要素5では、市区町村の施策実行に係るマネジメントプロセスの状況をチェックする。				
1	☐ 新しい条例・規則・政策の立案時や計画策定時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続があるか？	子どもの権利に何らかの影響を及ぼす条例等の立案時や計画策定時及びその実施過程において、特定集団の子どもたち(障がい・虐待・貧困家庭等の困難を抱えた子ども)を含む子ども全般に及ぼす影響が考慮されるための手続があるかが問われている。例えば、新たな施策を立案する過程において、ニーズ量調査を行うなど子どもに及ぼす影響(メリット・デメリット)を調査・予測・評価する手続きがあるか等が挙げられる。	◎新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもへの影響評価において、特定の状況にある子どもたちへの配慮が行われている。 ○子ども施策立案時に、ニーズ量調査などを実施し、子どもへの影響評価が行われている。 －子どもへの影響評価は行われていない。	3	○	条例や計画策定時には、対象の子どもや乳幼児の保護者へのアンケート調査などで、ニーズ量を把握している。まちだユニバーサル社会推進計画においては、2025年10月に0～2歳児の親に市民アンケートを実施した。
2	☐ 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されているか？	条例、規則の制定、政策、施策等の立案、計画策定等の早い段階で、当該政策などが子どもに及ぼす影響項目を予測し、評価するプロセスがとられているかが問われている。例えば、市区町村においては事業やサービスを実施する前の計画段階で事前評価を設けているか等が挙げられる。	◎子どもへの影響評価は、計画に反映できるタイミングで実施している。 ○子どもへの影響評価が実施されている －子どもへの影響評価は実施されていない。	2	◎	子どもマスタープラン25-34の計画の策定時に、就学前児童、小学生、中学生、高校生を対象にアンケート調査を実施し、その結果を計画に反映した。
3	☐ 自治体による施策の実施が及ぼす子どもたちへの影響について、定期的に評価されているか？	計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握し、施策、事業の実施状況について点検・評価する仕組みの有無が問われている。例えば市区町村においては、事業やサービスの中間評価や事後評価が設けられているか、評価に基づいて対策を実施する体制が整っており、PDCAが適切に回っているか等が挙げられる。	◎個別計画に定める施策が及ぼす子ども達への影響について、定期的に影響評価が行われており、結果を反映した見直しを実施している。 ○個別計画に定める施策が及ぼす子ども達への影響について、定期的に影響評価が行われている。 －個別計画に定める施策が及ぼす子ども達への影響について、影響評価は行われていない。	2	○	子どもマスタープラン25-34では、計画の適切な進行管理を行うために、庁内関係各課を中心に子ども施策の進行状況について把握するとともに、子ども・子育て会議において進捗評価を審議している。
4	☐ 条例や計画等の事前・事後評価のプロセスにおいて、不利な立場に置かれた集団や社会の隅に追いやられた集団を含むすべての子どもたちの状況が考慮されているか？	計画における具体的施策、事業の点検・評価する対象として、ひとり親家庭や貧困家庭、配慮が必要な子ども、外国籍の子どもなどすべての子どもが取り残されずに施策、事業の対象として考慮されているかが問われている。	◎:事前・事後に子どもへの影響を評価するプロセスにおいて、すべての子どもに対する影響評価がなされており、特定の状況の子どもも考慮されている。 ○:事前・事後に子どもへの影響を評価するプロセスにおいて、子どもに対する影響評価がなされている。 －:事前・事後に子どもへの影響を評価するプロセスにおいて、子どもに対する影響評価はされていない。	2	◎	子どもマスタープラン25-34は、すべての子どもを対象として定めた計画であり、発達に支援が必要な子どもや、ひとり親家庭・貧困家庭の子どもに対する施策もあることから、計画策定前だけでなく、計画策定後の取組の進捗においても評価を行っている。
5	☐ 新しい条例・規則・政策の立案時や計画策定時のプロセスに子どもたちが参加しているか？	条例、規則の制定、政策、施策の立案時や計画策定時のプロセス等に、子どもの意見を聴取、反映されているかが問われている。例えば「若者が首長と語る会」や「首長への手紙」、「児童養護施設入所者へのヒアリング」など子どもと意見の交流を行う場を設けているか等が想定される。	◎子どもに関わる条例・規則・政策の立案や計画策定のプロセスに子どもの声を聴き、それを反映する仕組みがある。 ○子どもに関わる条例・規則・政策の立案や計画策定のプロセスに子どもの声を聴く仕組みがある。 －子どもに関わる条例・規則・政策の立案や計画策定のプロセスに子どもの声を聴く仕組みがない。	4	◎	2025年度は、町田市5ヵ年計画の次期計画の策定に向け、子どもセンターや市内の高校で子どもの意見を聞く機会を設けた。また、まちだユニバーサル社会推進計画において、2025年10月に、0～2歳児の子どもへの代弁として子育て中の親に市民アンケートを実施し、意見を聴収した。
6	☐ 新しい条例等の立案時や計画策定時への参画に加え、事前・事後の子ども影響評価に対する外部評価は設けられているか？	市区町村においては、庁内内部での子どもに係る政策、施策、事業の行政評価を行うだけでなく、外部の有識者から改善点の有無などを点検する機会を設けているかが問われている。例えば、行政評価の客観性、透明性、信頼性を確保することを目的として外部評価委員会を設けているか等が挙げられる。	◎条例制定時や計画策定時に子どもが参画しており、事前・事後の外部評価が実施されている。 ○条例制定時や計画策定時に子どもが参画している。 －条例制定時や計画策定時に子どもが参画していない。	3	○	子どもマスタープラン25-34策定時に、子どもに対するアンケートの他、子どもが意見を直接言うことのできるヒアリングを複数回開催した。

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」取組結果(2025年度)

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(評価の観点・評価の基準)	該当する事業・ 取組みの数	総合評価	評価理由概要
構成要素6 予算配分のチェック		構成要素6では、市区町村において、子ども施策に関する予算についてわかりやすく伝えているかチェックする。				
1	□ 地方自治体は、資源配分が自治体レベルで行なわれているサービスについて、自分の自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができているか？	市区町村においては、子どもに関係する施策や事業における資源が公正に配分されているかが問われている。具体的には、資源の適正配分に向けて、議会で事業内容や予算配分について、しっかりと議論が尽くされ、議会の承認を得ているか等が挙げられる。	◎ 子どもたちが自治体の予算について知る機会があり、かつ評価をする仕組みがある。 ○ 子どもたちが自治体の予算について知る機会がある。 － 子どもたちが自治体の予算について知る機会がない。	2	○	市の財政状況について、広報まちだの掲載に合わせて、キッズページに主な税金の使い道を掲載している。
2	□ 自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるよう十分な分析の対象とされているか？	子どもに関する施策を所管する課だけでなく、他の部局も含めて、子どもたちのために使われている予算を明らかにする仕組みの有無が問われている。具体的には、市区町村においては、予算全体における子どもたちのために使われる予算の構成割合が算出できるか、子どもたちのために使われる予算の個別支出項目を積み上げる仕組みが設けられているか等が挙げられる。	◎自治体の予算や支出のうちの子どもに対する項目やその割合を子どもにもわかりやすい形で公表している。 ○自治体の予算や支出のうちの子どもに対する項目やその割合を公表している。 －自治体の予算や支出のうちの子どもに対する項目やその割合を公表していない。	2	○	予算概要説明書において、まちだの子どもたちのために取り組む重点事業に係る予算を掲載している。
3	□ 地方自治体の策定プロセスや使途について子どもたちに十分な説明がされているか？	市区町村においては、予算編成から議会承認までのプロセスを子どもたちに十分に説明しているかが問われている。例えば、予算がどのように編成され、どのような使い方がされるのか等を、子ども向け広報や学校教育の現場等で説明しているかなどが挙げられる。	◎自治体の予算編成にあたり、子どもたちにそのプロセスや予算の使途を子ども向けの媒体や教育現場で、子ども向けに説明している。 ○自治体の予算編成にあたり、子どもたちにそのプロセスや予算の使途を、子ども向けに特化した内容ではないが、説明している。 －自治体の予算編成にあたり、子どもたちにそのプロセスや予算の使途を説明していない。	1	◎	市の財政状況について、広報まちだの掲載に合わせて、キッズページに主な税金の使い道を掲載している。
4	□ 地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められているか？	市区町村においては、子どもに関係する事業だけを抽出した子ども向け予算の作成、または全予算に占める子ども向け予算の割合を作成、周知しているかが問われている。	◎自治体の予算のうちの子どもに関する事業のみを抜粋した「子ども向け予算」を作成し、子どもに分かりやすく周知している。 ○自治体の予算のうちの子どもに関する事業のみを抜粋した「子ども向け予算」を作成周知している。 －自治体の予算のうちの子どもに関する事業のみを抜粋した「子ども向け予算」を作成していない。	1	○	予算概要説明書において、まちだの子どもたちのために取り組む重点事業をに係る予算を掲載している。

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」取組結果(2025年度)

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(評価の観点・評価の基準)	該当する事業・ 取組みの数	総合評価	評価理由概要
構成要素7 モニタリングのチェック		構成要素7では、市区町村が子ども施策に対する現状を把握し、次の計画に反映しているかをチェックする。				
1	□ 子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されているか？	市区町村においては、子どもの人口等に関する基礎的な統計の他、子どもに関する社会資源の状況、貧困や配慮が必要な子どもの状況、保護者・子どもへの満足度調査等を網羅的かつ継続的に把握していることが求められていると考える。	◎子どもの人口等に関する基礎的な統計の他、子どもに関するや社会資源の状況、貧困や配慮が必要な子どもの状況、保護者・子どもへの満足度調査等の情報が網羅的に収集されている。 ○子どもの人口等に関する基礎的な統計など子どもに関する統計情報が収集されている。 －子どもに関する統計情報が、収集されていない。	2	◎	子どもマスタープラン25-34策定時に、子どもに関する統計情報や社会資源の情報の収集、就学前児童・就学児童保護者、小中高生等を対象としたアンケート調査を実施している。
2	□ 「自治体子ども報告書」が存在するか？	市区町村においては、子どもにやさしまちづくりの進捗度を把握する報告書の存在が問われている。例えば、子どもの生活に関する実態調査報告書や子どもの権利に関する実態・意識調査報告書が作成されているか等が挙げられる。	◎子どもの生活に関する実態調査報告書や子どもの権利に関する実態・意識調査報告書が作成され、子どもにやさしいまちづくりの進捗度がまとめられている。 －子どもの生活に関する実態調査報告書や子どもの権利に関する実態・意識調査報告書が作成されていない。	1	◎	子どもマスタープラン25-34策定のためのアンケート調査では、子どもの生活に関する実態や子どもの権利に関する実態・意識に関する設問を盛り込んでおり、調査結果の報告書を作成している。
3	□ 子ども報告書が存在するとすれば―― - 出生時から18 歳までの子どもに関する統計データが収集・公表されているか？ -特定の配慮や支援を要する子どもたちに対し、十分な情報が提供されているか？ -子ども報告書は、以下の人々にとってアクセスしやすい形で公表・普及されているか？ 主要な政策立案者 子どもたちそして子どもとともに／ 子どものために働いている人々 - 子ども報告書では、利用可能な統計・情報の欠陥(欠けている所)が明らかにされているか？ -子ども報告書は、政策立案の参考にするために効果的に活用されているか？	上記子ども報告書において、子どもの実態把握だけでなく、客観的な統計データ等が記載され、政策立案する上での根拠がしっかりとまとめられたうえで、子どもに関する施策が盛り込まれているかが求められている。 ※下記の項目は、子ども報告書のとりまとめや活用における留意事項である。 ・出生時から18歳までの子どもに関する統計データが収集・公表されている ・特定の配慮や支援を要する子どもでも理解ができる内容である（ユニバーサルデザインへの配慮） ・有識者や子どもに関わる団体等の意見が踏まえられている ・定期的な外部評価/見直しがされている ・政策立案の参考にするために効果的に活用されている ・一般に広くHP等で公開・普及されている	◎子ども報告書の内容が広く公表されており、その内容を活用して政策立案がなされている。 ○子ども報告書の内容が公表されている。 －子ども報告書の内容が公表されていない。	1	◎	子どもマスタープラン25-34策定のためのアンケート調査報告書は市ホームページにて公表しており、その内容は、子どもマスタープランの各目標における課題として活用している。

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」取組結果(2025年度)

No.	日本型CFCモデルチェックリスト(原文)	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(評価の観点・評価の基準)	該当する事業・ 取組みの数	総合評価	評価理由概要
構成要素8 子どもの人権の広報活動のチェック		構成要素8では、市区町村の子どもの人権に関する認識の定着に向けた戦略的な取組みについてチェックする。				
1	☐ 自治体では、子どもやおとなの間で子どもの人権についての知識と尊重を確保するための戦略が策定されているか？	市区町村においては、総合計画や人権施策基本指針等の個別計画において、子どもの権利を推進する施策が位置づけられており、かつ市民への啓発活動がなされているかが問われている。例えば、子どものいじめ防止等の施策が、子どもだけでなく、広く市民にも普及されているか等が挙げられる。	◎総合計画や個別計画において子どもの権利を推進する施策が位置づけられ、計画に沿って、市民への普及活動が行われている。 ○総合計画や個別計画において子どもの権利を推進する施策が位置づけられている。 －総合計画や個別計画において子どもの権利を推進する施策が位置づけられていない。	2	◎	町田子どもマスタープラン25-34に基づき、市内小学6年生へのリーフレット配布やFC町田ゼルビアのオンライン教材へのクイズ掲載、各種パネル展での展示を行った。また、商工会議所加入事業者への説明の場を設けるなど、学校や他団体と協働し、年間を通じて子どもから大人まで幅広く普及・啓発に取り組んだ。
2	☐ 自治体の管理職を含む主要な職員は子どもの人権に関する研修を受けているか？ 「子どもに関する部局」以外も「こども主体目線」についての理解が深まっているか？	市区町村の首長や部長級、課長級等の管理職が子どもにやさしいまちづくりに関する研修を受けているかが問われている。また、子どもに関する部局だけでなく、全庁的に子どもにやさしいまちづくりに関する研修機会を設けているか、が求められていると考えられる。	◎主要な職員を対象とした子どもにやさしいまちづくりに関する研修が実施されて、子ども主体目線での施策展開がされている。 ○主要な職員を対象とした子どもにやさしいまちづくりに関する研修を実施している。 －主要な職員を対象とした自治体幹部職員は子どもにやさしいまちづくりに関する研修を実施していない。	2	◎	「町田市子どもにやさしいまち条例」の理念を浸透させるため、庁内の全職員を対象としたeラーニングを2026年1月に実施した。また、全庁的に取組を推進するための会議体を設置した。
3	☐ 人権および子どもの権利条約についての教育は、学校のカリキュラムに組み込まれているか？	市区町村においては、学校の指導カリキュラムの中に人権および子どもの権利条約に関して学ぶ機会が組み込まれているかが問われている。例えば、各学校で作成する教育課程の中に、命が守られること、子どもの持っているあらゆる力を伸ばして成長できること、暴力や搾取から守られること、自由に自分の意見を表しその意見が考慮されること等が盛り込まれているかが挙げられる。	◎指導カリキュラムの中に、子どもの権利全般について学ぶ機会が全校で組み込まれている。 ○指導カリキュラムの中に、子どもの権利全般について学ぶ機会が組み込まれている。 －指導カリキュラムの中に、子どもの権利全般について学ぶ機会が組み込まれていない。	2	◎	全小・中学校で年間指導計画を作成し、子どもの権利を含む人権教育を計画的に実施した。
4	☐ 子どもとともに、また、子どものために働く者を対象とした初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれているか？	公立の小中高の教職員や保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともに、また、子どものために働く者を対象とした人権教育・研修の有無が問われている。市区町村においては、人権感覚をもち、指導力や多様な課題に的確に対応できるようになるための研修が継続的に行われているかが求められていると考える。	◎公立の小中高の教職員や公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともに/子どものために働く者を対象とした全ての施設で子どもの人権教育・研修を実施している。 ○公立の小中高の教職員や公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともに/子どものために働く者を対象とした一部の施設で子どもの人権教育・研修を実施している。 －公立の小中高の教職員や公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともに/子どものために働く者を対象とした子どもの人権教育・研修を実施していない。	5	◎	教育委員会では、1月の初任者研修、10月の中堅教諭等資質向上研修にて、人権教育に関する研修を実施している。 市内の保育園職員を対象に、子どもの主体性を大切にした保育など、年間12回の研修を実施した。 その他、学童保育クラブ、子どもセンターや子どもクラブの職員を対象に研修を実施している。
5	☐ おとなや子どもの間で子どもの権利がどの程度知られているかについて、定期的な評価は行なわれているか？	市区町村においては、子どもの権利に関する意識調査や人権に関する市民意識調査等を通じて、子どもの権利や当該市区町村の取組みに関する認知度を把握しているかが問われている。	◎大人と子どもを対象に子どもにやさしいまちについての認知度の調査が定期的にされている。 ○子どもを対象に子どもにこどもにやさしいまちについての認知度の調査が定期的にされている。 －子どもにこどもにやさしいまちについての認知度を把握していない。	1	◎	2025年度は、各イベントに条例普及啓発のブースを出展し、シール投票で認知度調査を行っている。小学1年生のランドセルカバーにキャラクターイラストとともに掲示したものを配布したことで、条例の存在についての認知度は上がっている。

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」取組結果(2025年度)

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(評価の観点・評価の基準)	該当する事業・ 取組みの数	総合評価	評価理由概要
構成要素9 独立支援組織設置のチェック		構成要素9では、市区町村が、子どもの権利を実現する子どもの活動団体の設置を支援しているかをチェックする。				
1	☐ 地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップを発展させてきたか？	子どもへの支援を行う企業や法人、NPO等(保育・託児所支援、障がい児支援、教育支援)等や当該市区町村の企業との連携体制を構築、発展させてきたかが問われている。子どもにやさしいまちづくりに向けて、行政だけでなく地域全体で連携をしているかが求められている。具体的にはパートナーシップを構築してきたNPOや企業をリストアップできるか、企業との包括連携協定を締結しているかなどが挙げられる。	◎子どもへの支援を行う企業や法人、NPO等と連携した子どもにやさしいまちづくり事業を実施しており、新たな連携を築いていく取組みがある。 ○子どもへの支援を行う企業や法人、NPO等と連携した子どもにやさしいまちづくり事業を実施している。 －子どもへの支援を行う企業や法人、NPO等と連携した子どもにやさしいまちづくり事業を実施していない。	19	◎	ホームタウンチームと連携し、未就学児および小学生を対象としたサッカー・フットサル教室を実施した。 スポーツ推進委員や地域スポーツクラブによる、多世代を対象としたスポーツ推進として、2025年度は「まちとも」でポッチャやモルック、スポーツ教室を3地区で実施した。 市内高齢者施設の協力の下、小学生を対象とした介護のお仕事体験(車いす体験、問診ロールプレイ、栄養士体験など)を実施した。
2	☐ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられているか？	市区町村は、企業や法人、NPO等に対して対等であることを前提とした協働関係の形成が求められており、企業等が活動しやすい環境の整備や、補助事業の実施、子どもに関する計画の策定委員会等への参画などが挙げられる。	◎行政は、協働することも関係機関の意見を尊重しながら事業を実施している、かつ、付属機関などの委員にこども関係機関を参加者としている。 ○行政は、協働することも関係機関の意見を尊重しながら事業を実施している、または、付属機関などの委員にこども関係機関を参加者としている。 －行政は、子ども関係機関の協働しておらず、付属機関などの委員に子ども関係機関が参加者になっていない。	5	◎	町田市子ども・子育て会議は、市の付属機関として、学識経験者、子ども・子育て支援事業に携わる事業者や従事者、保健医療関係団体、経済団体、保護者等が委員として参加し、市の子どもに関する計画や事業について審議し、意見を述べる役割を担っており、2025年度は4回開催した。 その他、冒険遊び場や子ども食堂の運営団体の連絡会と研修会をそれぞれに開催している。
3	☐ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援されているか？	ユニセフでは、子どもを18歳未満、若者を25歳未満と定義しており、「子ども・若者主導のNPO」とは、子ども・若者の意見が尊重された団体のことを指すと考える。具体的には、市区町村において、「子どもの意思決定を否定しない」、「子どもたちで決めた意見を活動に反映させている」NPO等に対して、場の提供や金銭的な支援をしているかが問われている。	◎子ども・若者の主体的な活動に対して、場の提供や金銭的な支援等を行っている。 ○子ども・若者の主体的な活動が奨励されている。 －子ども・若者の主体的な活動に対して具体的な支援は行っていない。	4	◎	まちだ若者大作戦において、相談支援や補助金の交付により、子ども・若者のやりたいことの実現を後押しした。 生涯学習センターでは、さがまち学生Clubの活動の場を提供し、支援を行っており、学生活動報告会「ガクマチEXPO」において成果発表の場を提供した。
4	☐ 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関―子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー―を設置し、またはその設置を働きかけてきたか？	市区町村においては、子どもの権利擁護機関、子どもオンブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関の設置、設置の働きかけを行ってきたかが問われている。	◎子どもの権利擁護機関、子どもオンブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関を設置している。 －子どもの権利擁護機関、子どもオンブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関の設置は行っていない。	1	—	子どもの相談窓口「まこちゃんダイヤル」では、市の職員が相談対応を実施している。

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」取組結果(2025年度)

No.	日本型CFCモデルチェックリスト(原文)	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価(評価の観点・評価の基準)	該当する事業・ 取組みの数	総合評価	評価理由概要
構成要素10 町田市子どもにやさしいまち条例の推進		構成要素10では、町田市子どもにやさしいまち条例の推進についてチェックする。				
1	条例の理念を市民等と共有し、「子どもにやさしいまち」を実現するため、必要な広報・啓発活動を行っているか。	－	◎条例の理念に対する市民等の理解を深め、「子どもにやさしいまち」への関心を高めるための広報・啓発活動を行っている。 －条例の理念に対する市民等の理解を深め、「子どもにやさしいまち」への関心を高めるための広報・啓発活動が行われていない。	1	◎	市内小学6年生へのリーフレット配布やFC町田ゼルビアのオンライン教材へのクイズ掲載、各種パネル展での展示を行った。また、商工会議所加入事業者への説明の場を設けるなど、学校や他団体と協働し、年間を通じて子どもから大人まで幅広く普及・啓発に取り組んだ。
2	条例の理念を市の行政活動に反映させる仕組みを有しているか。	－	◎条例の理念を市の行政活動全般に反映させる仕組みがある。 ○条例の理念を市の行政活動の一部に反映させる仕組みがある。 －条例の理念を市の行政活動に反映させる仕組みがない。	1	◎	子どもにやさしいまちづくりを全庁的に取組を推進するための会議体を設置している。
3	子どもを危険な環境から守るための安全な環境づくりや、安心して自分らしく過ごせる居場所づくりを進めているか	－	◎子どもを危険な環境から守るための安全な環境づくりと、子どもが安心して自分らしく過ごせる居場所づくりの両方を行っている。 ○子どもを危険な環境から守るための安全な環境づくり、または子どもが安心して自分らしく過ごせる居場所づくりのいずれかを行っている。 －子どもを危険な環境から守るための安全な環境づくりと、子どもが安心して自分らしく過ごせる居場所づくりのいずれも行っていない。	29	◎	子どもが安全に安心して利用できる道路環境を形成するため、山中集会所付近から小田急唐木田車庫付近までの約600mにおいて、自転車の通行を誘導するナビマークを整備した。また、小山田蓮田緑地等、6箇所の公園を整備し、園内には、子どものための遊具や子どもが使いやすい広場を設置した。 教育委員会では、いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」について児童・保護者に周知し、児童・生徒の一人1台タブレット端末のブックマークから投稿できるようにした。また、2025年4月に学びの多様化学校分教室を開設した。
4	子どもが、より豊かな人間性を育むことができる機会を提供しているか。	条例では、子どもが自然との触れあいや様々な体験、多様な人との交流等を通じて豊かな人間性を育むための機会を提供することについて、大人の責務として定めている。	◎自然との触れあい、様々な体験、多様な人との交流等、子どもがより豊かな人間性を育むことを目的とした機会を提供している。 －子どもがより豊かな人間性を育むことを目的とした機会を提供していない。	30	◎	子ども達の税サミットを実施し、小学生同士の税に対する意見交換や、議場での意見発表等、様々な体験ができる機会を提供した。 文化芸術体験型ワークショップ等の実施により、アーティストとの共演や共作等の体験を通じて、未来に文化芸術を受け継ぎ、多様な価値観に触れる機会を提供した。また、「親子で楽しむ展覧会ツアー」、「美術館バックヤードツアー」など子ども向け鑑賞イベントを実施し、本物の作品を鑑賞しながら感想を共有することで子どもの感性や思考力を育み、人間性を育む機会を提供した。
5	保護者が子育てしやすい環境づくりを行っているか。	－	◎貧困やひとり親家庭を含むすべての子育て家庭を対象に、保護者の負担の軽減や、子育てしやすい環境の整備を行っている。 ○保護者の負担の軽減や、子育てしやすい環境の整備を行っているが、対象が一部の子育て家庭に限定されている。 －子育て家庭における保護者の負担の軽減や、子育てしやすい環境の整備を行っていない。	39	◎	市内在住のすべての妊婦を対象として保健師等が面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握し、相談支援や必要に応じて利用できる母子保健サービスの紹介をした。また、産後は、こんにちは赤ちゃん訪問として、95%の家庭を訪問した。
6	子どもが市政等についての理解を深め、意見等を形成できるよう、子どもの視点に立ってわかりやすく情報発信しているか。	－	◎子ども向けリーフレットや概要版の作成、子ども向けのホームページなど、子どもにわかりやすい情報発信を、子どもに関連する部署に限らず、その他の部署でも行っている。 ○子ども向けリーフレットや概要版の作成、子ども向けのホームページなど、子どもにわかりやすい情報発信を、子どもに関連する部署で行っている。 －子どもにわかりやすい情報発信を行っていない。	6	○	市の財政状況のキッズページへの掲載や子どもでも読みやすいまちだ下水道通信の発行などを行った。
7	子ども施策全般について、貧困や障がい、外国にルーツを持つ子どもなど、すべての子どもに配慮しているか。	－	◎子ども施策全般について、貧困や障がい、外国にルーツを持つ子どもなど、すべての子どもに配慮して取組を実施している。 ○子ども施策の一部について、貧困や障がい、外国にルーツを持つ子どもなど、すべての子どもに配慮して取組を実施している。 －子ども施策について、貧困や障がい、外国にルーツを持つ子どもなどに配慮していない。	1	◎	子どもマスタープラン25-34は、すべての子どもを対象として定めた計画であり、発達に支援が必要な子どもや、ひとり親家庭・貧困家庭、外国にルーツを持つ子どもに配慮するとともに、すべての子どもが適切に支援が受けられるよう、取組を実施している。
8	子どもにやさしいまちを実現するため、子どもに関する施策について計画を策定し、適切に推進しているか。	－	◎子どもにやさしいまちを実現するため、子どもに関する施策等の計画を策定・公表し、施策の実施状況の定期的な効果検証と、その結果の公表を行っている。 ○子どもにやさしいまちを実現するための、子どもに関する施策等の計画を策定している。 －子どもにやさしいまちを実現するための、子どもに関する施策等の計画を策定していない。	1	◎	子どもマスタープラン25-34は、市ホームページですべて公表しており、進行状況の評価は子ども・子育て会議において審議し、評価結果も市ホームページにて公表している。